



Corporate Connections Global Convention in London

6月11日から13日にイギリスのロンドンで開催されたCorporate Connections Global Conventionに弊社の野口会計士が参加しました。



Corporate Connectionsは、グローバルに活躍する経営者等のビジネスリーダーが参加するビジネスコミュニティであり、広範な人脈のネットワークや特別な経験を通じて、メンバー間の事業に貢献する機会を創出しています。2024年は当コミュニティに参加している世界中の経営者がロンドンに集まり、交流を図りました。日本人以外の経営者と話すことで、各国現地の経済情勢やビジネス事情、国境を越えて活躍しようとする国際的なビジネスマインド、様々なコミュニケーションスキル等を学べます。

2025年はGlobal Conventionが日本で開催される予定です。開催発表してから2日目で400名の定員に達しており、日本マーケットの注目度の高さがうかがえます！

最新の海外関連リリース

国外財産調書等に係る事例の公表

6月18日、国外財産等に係る過少申告加算税等の特例による加重措置の適用について争われた事例の裁決(令和5年12月7日付)を国税不服審判所が公表しました。

● 国外財産調書の提出義務

その年の12月31日において5,000万円を超える国外財産を有する居住者は、必要な事項を記載した国外財産調書を所轄税務署長に提出する必要がある。

● 国外財産等に係る過少申告加算税等の特例による加重措置とは

国外財産調書に国外財産の記載がない場合(重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含む)等は、その国外財産に関する所得税等の申告漏れに対して過少申告加算税等が5%(調査に関して国外財産調書の提示等が一定期間内にない場合は10%)加重される。

本事例では、所得の基となる財産から生じた所得については修正申告をしていること等から財産は既に特定済みであり「重要なものの記載が不十分であると認められる場合」に該当せず、国外財産加重措置は適用されないと納税者は主張しました。しかし、提出された国外財産調書等には誤りや記載漏れがあり、加重措置は財産債務調書自体の記載内容から判断すべきとして、課税庁の判断は妥当とされました。